

# 特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ

## 定 款

平成20年 4月14日作成

平成20年 4月21日法人成立

平成20年 8月28日変更

平成23年 7月30日変更

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ（英語名称 Human Rights Now）という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都台東区東上野一丁目20番6号丸幸ビル3階におく。

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、人権に関する状況の調査・公表、関係諸機関への働きかけ、国際人権基準の普及・発展のための調査研究活動などをおして、人権の促進保護に資することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (2) 国際協力の活動
- (3) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 国際支援事業
  - ① 人権に関する状況の調査・公表事業
  - ② 法整備支援その他の人権の促進保護に関わる協力に関する事業
  - ③ 人権の専門家の交流促進事業
- (2) 人権の促進保護のための調査・研究提言・普及事業
  - ① 人権状況の改善のために行う、政府機関・営利企業・国連機関等に対する、政策提言・要請活動に関する事業
  - ② 人権理事会、条約機関、地域協力機構での人権基準の設定・実施に貢献する調査研究・提言活動に関する事業
  - ③ 日本の人権問題の解決促進に資する国際人権基準の普及・発展のための事業
  - ④ 諸外国の人権状況および諸外国における人権の促進保護に関わる活動の紹介・普及事業
  - ⑤ 日本の人権状況の諸外国への紹介に関する事業
- (3) その他目的達成のために必要な事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) 物品の販売
- (2) 出版
- (3) 機関誌への広告掲載

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

## 第2章 会員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下、「法」という。）上の社員とする。

正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

2 理事長は前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 会員種別を変更しようとする者についても、前二項の規定を準用する。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 正会員のうち、学生等理事会の定める者について、会費を減免することができる。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき

(2) 本人が死亡し、もしくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき

(3) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により除名することができる。

(1) この定款に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) 会費を2年をこえて滞納したとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、議決の前に当該会員の弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費その他抛出金品は返還しない。

### 第3章 役員等

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人には、次の役員をおく。

- (1) 理事 3人以上12人以内
- (2) 監事 1人

2 理事のうち1人を理事長、1人を事務局長とし、必要に応じて副理事長1人をおくことができる。

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は総会において選任する。

2 理事長、副理事長及び事務局長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員となることができず、在職中同条に該当することとなった者は、失職するものとする。

5 監事は理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長はこの法人を代表し、その職務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。副理事長に事故あるとき又は副理事長が選任されていないときには、事務局長が、事務局長に事故あるとき又は事務局長が欠けたときは、理事が、理事会があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事長は、あらかじめ理事会の定めた準則により、理事長の職務を事務局長に代行させることができる。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

5 理事長、現に理事長の職務を代行している理事および事務局長以外の理事は、この法人を代表することができない。

(任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 前二項の規定に関わらず、任期の末日において後任の役員が選任されていない

ときには、その任期を任期の末日後、最初の総会が終結するまで伸長する。

- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事のうちその定数の3分の1を超えるものが欠けたとき、あるいは監事が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員は、総会の議決により、これを解任することができる。

- 2 理事長、現に理事長の職務を代行している理事、事務局長及び監事以外の役員は、次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

- 3 前二項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前二項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(顧問)

第20条 この法人は理事会の委嘱により、顧問、アドバイザーをおくことができる。

- 2 顧問、アドバイザーに関し必要な事項は理事会が定める。

#### 第4章 会議

(会議の種類)

第21条 この法人の会議は総会及び理事会とする。

- 2 総会は通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。ただし、正会員以外の会員および会員でない役員・顧問・アドバイザーについても、総会に出席して意見を述べることができる。

(総会の権能)

第23条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 役員を選任及び解任
- (5) 会費の額

(総会の開催)

第24条 通常総会は毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 監事が監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合に、これを総会に報告するため必要であるとして、招集するとき

(総会の招集)

第25条 総会は前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、招集の請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の5日前までに通知しなければならない。
- 4 前項の通知は、入会申込書に記載の住所、あるいは書面により住所を変更した場合はその住所に普通郵便で発送した時点で、到達したものと見なす。電子メールアドレスが届けられている場合には、当該アドレスに送信したことにより到達したものと見なす。
- 5 正会員以外の会員への通知は、電子メール等適宜の方法で行うことができる。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項および、出席正会員の3分の1以上の議決により議題とした事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(総会での議決権等)

第28条 各正会員の議決権は口数にかかわらず、1人・1団体1票とする。

- 2 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前条第2項、次条第1項、第47条ないし第49条の適用については総会に出席したものと見なす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員の総数及び出席者数（表決委任者がある場合にはその数）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- 2 議事録には、議長及び総会で指名した1人の者が記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会はこの定款に別に定める事項のほか次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 理事長がその職務の一部を事務局長に委任するための準則
- (4) 理事の職務代行順位
- (5) 会費を減免する正会員の範囲
- (6) 役員職務及び報酬
- (7) 役員報酬・費用弁償について必要な事項
- (8) 顧問およびアドバイザーの職務及び選任・解任
- (9) 理事長現に職務を代行している副理事長もしくは事務局長以外の理事の解任
- (10) 資産管理について必要な事項
- (11) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (12) 暫定予算に関し必要な事項
- (13) 解散における残余財産の帰属
- (14) 事務局の組織及び運営
- (15) その他運営に関する重要事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2号の規定による請求があったときには、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は理事会に出席した理事の中から選出する。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか、出席理事の3分の1以上の議決により議題とした事項とする。

- 2 理事会の議決は出席理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時には、議長の決するところによる。

(理事会の議決権等)

第36条 各理事の表決権は平等なものとする。

- 2 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事はその議事の議決に加わる

ことができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の総数及び出席者の氏名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

2 議事録には、理事会で選任した者1人が記名押印又は署名する。

## 第5章 資産

(資産)

第38条 この法人の資産は次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第38条の2 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種類とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第6章 会計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は法第27条各号に掲げる原則に従って行われなければならない。

(会計の区分)

第40条の2 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種類とする。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定に関わらず、予算が成立しないときには、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第44条 予算超過又は予算外の支出に当てるため予算中に予備費を設けることができる。  
(予算の追加および更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事情が生じたときには、理事会の議決を経て、予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときには、次の事業年度に繰り越すものとする。

## 第7章 定款の変更・解散・合併

(定款の変更)

第47条 この法人の定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第48条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 正会員がいなくなったとき
- (3) 合併
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 所轄庁による設立認証の取消し

2 前項第1号により解散するときには、出席正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(合併)

第49条 この法人が合併しようとするときには、総会において出席正会員総数の4分の3以上の承諾を得、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(残余財産)

第50条 この法人が解散したときに残存する財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、法第11条第3項に掲げる者で、理事会の定める者に譲渡するものとする。

## 第8章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の事務所に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第9章 事務局

(事務局の設置)

第52条 この法人の事務を処理するため事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員をおく。

(職員の任免)

第53条 職員の任免は、事務局長が行う。

(事務局の組織及び運営)

第54条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行に必要な細則は、理事会の議決を経て理事長が定める。

付則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、以下のとおりとする。  
理事長 阿部浩己  
事務局長 伊藤和子  
理事 伊藤千尋、伊藤真、上柳敏郎、大石進、川村曉雄、白石理、土井香苗、東澤靖  
監事 濱田広道
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定に関わらず、この法人の成立の日から、2008年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第41条の規定に関わらず、この法人の成立の日から2008年6月30日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。  
正会員（個人）年額1口1万円とし1口以上  
（団体）年額1口5万円とし1口以上  
ただし学生等理事会の定める者は年額3000円  
賛助会員（個人）年額1口5000円とし1口以上  
（団体）年額1口1万円とし1口以上

平成20年改正付則

- 1 本改正は認可の日から施行する。
- 2 第41条の規定にかかわらず、平成20年度は、平成20年7月1日から平成21年3月31日までとする。

平成23年改正付則

- 1 本改正は認可の日から施行する。